荒川区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１０月３０日

荒川区長　滝　口　学

荒川区規則第８３号

荒川区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

第１条　荒川区国民健康保険条例施行規則（平成６年荒川区規則第３８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保険料の仮徴収額の通知） 第２０条の２　（略） ２　前項の規定にかかわらず、仮徴収を開始する場合においては国民健康保険料仮徴収額決定通知書（第１３号の３様式）により、仮徴収を停止する場合においては国民健康保険料仮徴収停止決定通知書（第１３号の４様式）により、仮徴収額を変更する場合においては国民健康保険料仮徴収額変更決定通知書（第１３号の５様式）により通知を行うものとする。	（保険料の仮徴収額の通知） 第２０条の２　（略） ２　前項の規定にかかわらず、仮徴収を開始する場合においては国民健康保険料仮徴収額決定通知書（第１３号の３様式）により、仮徴収を停止し、又は仮徴収額を変更する場合においては国民健康保険料仮徴収停止・変更決定通知書（第１３号の４様式）により通知を行うものとする。

第２条　荒川区国民健康保険条例施行規則の一部を次のように改正する。

第４号様式を次のように改める。

第４号様式

国民健康保険療養費支給申請書

支給額　　円

上記のとおり療養に要した費用を申請します。

ただし下記内訳のとおり

年　月　日

申請者（世帯主）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿個人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

荒川区長
様

被保険者記号・番号				世帯主名			
診療を受けた人	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名			個人番号		申請者との続柄	
	住　所						
	発症負傷日		診療期間	自 至		診療日数	日
	傷病名		傷病の原因			傷病の経過	
	診療の内容						
	受診した医療機関等	名称	（　　）			診療科	
		所在地				医師名	
	受診状態	入院・外来	受給証	高齢者３割・高齢者２割・未就学児			
	費用額	円	併用公費又は福祉の名称				
	審査認定額	円	交通事故等の第三者行為	有　・　無			
	療養費の種別	一般診療・補装具・柔整・その他（　　）					
療養の給付を受けることができなかった理由							

受取口座	□ 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。 □ 振込口座を指定する。												
1:現金 2:振込	振込先	コード	名称		(フリガナ) 口座名義人								
	金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 協同組合										
	支店				口座番号								
	口座種別	普通・当座・その他（　）											

点　数		総医療費		支給額	
負担率		一部負担額			

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

年　月　日

世帯主氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（申請者）
代理人住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　個人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第４号の２様式を次のように改める。

第４号の２様式

発行日：　　年　月　日

被保険者記号・番号：

様

荒川区長

国民健康保険療養費支給決定通知書

先に申請のありました国民健康保険療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	円
支給決定日	年　月　日
振込期日	年　月　日
金融機関	

内　訳					
療養種別	対象者氏名	診療年月 医療機関等名	日数	支給額 充当額	差引支払額

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（お問い合わせ先）
〒

荒川区　　部　　課　　係　　電話

第４号の３様式を次のように改める。

第４号の３様式

発行日：　　年　月　日

被保険者記号・番号：

様

荒川区長

国民健康保険療養費不支給決定通知書

先に申請のありました国民健康保険療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	円
不支給決定日	年　月　日
不支給理由	
内　訳	
療養種別　対象者氏名　診療年月　医療機関等名　日数　支給額　充当額　差引支払額	

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉
〒

荒川区　　部　　課　　係　　電話

第７号の３様式

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度		申請区分	1.新規	2.変更	3.取下げ	（保険者等記入欄）	支給申請書整理番号	

フリガナ		個人番号		生年月日	年　月　日生	計算期間の始期及び終期	年　月　～　年　月
氏名							

国民健康保険資格情報

保険者番号	被保険者記号	被保険者番号	続柄	保険者名称	加入期間
			1.世帯主 2.擬制世帯主 3.世帯員		年　月　日から　年　月　日まで

後期高齢者医療資格情報

保険者番号	被保険者番号	広域連合名称	加入期間
			年　月　日から　年　月　日まで

介護保険資格情報

保険者番号	被保険者番号	保険者名称	加入期間
			年　月　日から　年　月　日まで

□ 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。
※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。
□ 振込口座を指定する。

1.窓口払い 2.口座振込	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	金融機関コード		店舗コード		1.普通預金 2.当座預金 9.その他	口座番号		フリガナ		振込先口座管理番号
											口座名義人		

保険者加入歴		保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	備考欄
	1				
	2				
	3				

荒川区長
様

年　月　日

郵便番号
住所
申請者（世帯主）氏名　　個人番号
電話番号

① 上記対象者について、高額介護合算療養費の支給を申請します。
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。

※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。
高額介護合算療養費の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。
本申請をもって、保険者加入歴に記載のある他の保険者に対しても、支給を申請します。　はい　/　いいえ

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

国民健康保険給付費等に関する受領を右記の代理人に委任します。

世帯主氏名
（申請者）
代理人住所
代理人氏名　　個人番号

第７号の３様式を次のように改める。

第７号の４様式を次のように改める。

第７号の４様式

発行日：　　年　月　日
被保険者記号・番号：

高額療養費支給決定通知書

先に申請のありました国民健康保険高額療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金　　額	円
支給決定日	年　　月　　日
振込期日	年　　月　　日
金融機関	

内　　訳

診療年月	対象者氏名	支給額 支給済額	貸付額 充当額	差引支給額

第７号の４様式

荒川区長

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明書

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第７号の８様式を次のように改める。

第７号の８様式

様

荒川区国民健康保険　高額介護合算療養費　自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フ　リ　ガ　ナ			
氏　　名			
生年月日			
自己負担額証明書整理番号			
保険者番号		証明対象年度	
被保険者記号		被保険者番号	
対象となる計算期間	～		
計算期間において被保険者であった期間	～		
診療年月	自己負担額	うち70歳～74歳の者に係る自己負担額	摘要
年　８月分			
９月分			
１０月分			
１１月分			
１２月分			
年　１月分			
２月分			
３月分			
４月分			
５月分			
６月分			
７月分			
合計			

年　月　日

〒
（所在地）

荒川区長

【保険者連絡用】

〈お問い合わせ先〉

〒
荒川区　　部　　課　　係
電話

〈計算結果送付先〉

電話

第７号の９様式

国民健康保険 高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

（保険者記入欄）支給申請書整理番号

申請対象年度	年度	計算期間の始期及び終期	年　月　日から　年　月　日まで	枚中	枚目

フリガナ		保険者加入歴		保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
申請者（世帯主）氏名			1		年　月　日から 年　月　日まで	
生年月日	年　月　日生		2		年　月　日から 年　月　日まで	
被保険者記号・番号	個人番号		3		年　月　日から 年　月　日まで	
計算の対象となる加入期間	年　月　日から　年　月　日まで	計算期間の末日において加入する医療保険者の名称				

受取口座　□ 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。
□ 振込口座を指定する。
※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上にて登録している方に限ります。

1. 窓口払い 2. 口座振込	振込口座記入欄	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	金融機関コード	本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ	
						1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他		口座名義人	

フリガナ		保険者加入歴		保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
世帯員氏名			1		年　月　日から 年　月　日まで	
被保険者記号・番号	個人番号		2		年　月　日から 年　月　日まで	
生年月日	年　月　日生		3		年　月　日から 年　月　日まで	
計算の対象となる加入期間	年　月　日から　年　月　日まで					

フリガナ		保険者加入歴		保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
世帯員氏名			1		年　月　日から 年　月　日まで	
被保険者記号・番号	個人番号		2		年　月　日から 年　月　日まで	
生年月日	年　月　日生		3		年　月　日から 年　月　日まで	
計算の対象となる加入期間	年　月　日から　年　月　日まで					

備考	

荒川区長
様

申請年月日　年　月　日

① 外来年間合算の支給を申請します。
② 自己負担額証明書の交付を申請します。
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。
外来年間合算の支給申請のみを行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。

郵便番号
住所
申請者氏名
電話番号

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

国民健康保険給付費等に関する受領を右記の代理人に委任します。

世帯主氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（申請者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代理人住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 個人番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第７号の９様式を次のように改める。

第１３号の４様式を次のように改め、同様式を第１３号の５様式とする。

第13号の5様式

年度　国民健康保険料　仮徴収額変更決定通知書

年 月 日

荒川区長

年度分国民健康保険料　仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名				被保険者番号	
生年月日		性別			
住　　所					

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額
円	円

年度　特別徴収　　月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
4月	円	円
6月	円	円
8月	円	円
仮徴収合計額	円	円

保険料納付方法等

徴　収　方　法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

10 月以降の保険料については、別途通知をします。
10 月以降の保険料合計額は、年間決定額から 4 月、
6 月、8 月に仮徴収した保険料の合計額を差し引いた額になります。

1　この通知について、不明な点がありましたら　　課までお問い合わせください。お問合わせの結果なお不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に審査請求をすることができます（なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　この通知については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、この通知に係る処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１３号の３様式の次に、次の１様式を加える。

第13号の4様式

年度　国民健康保険料　仮徴収停止決定通知書

年 月 日

荒川区長

年度分国民健康保険料　仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名				被保険者番号	
生年月日		性別			
住　　所					

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額
円	円

仮徴収停止理由

年度　特別徴収　月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
4月	円	円
6月	円	円
8月	円	円
仮徴収合計額	円	円

保険料納付方法等

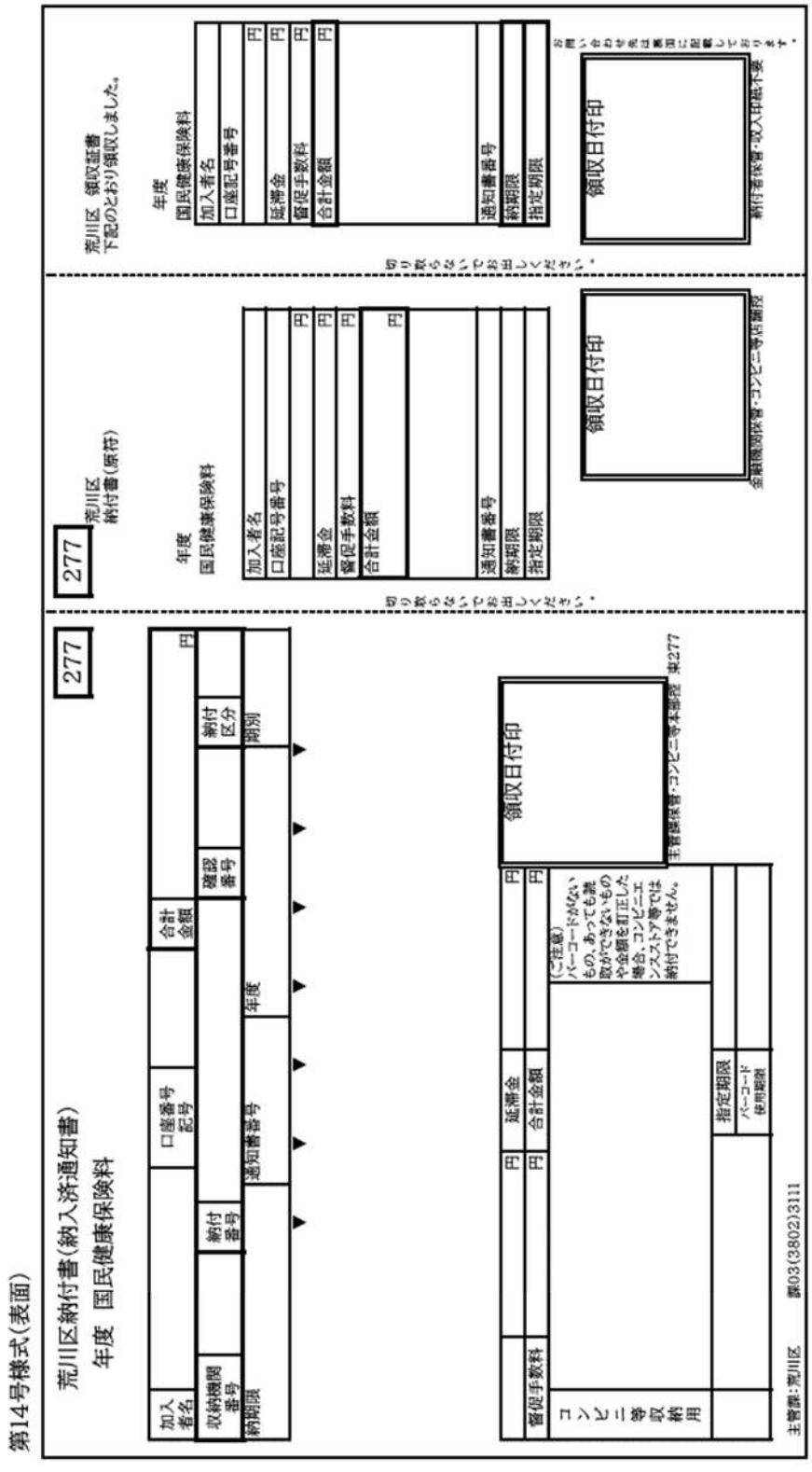
徴　収　方　法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

10 月以降の保険料については、別途通知をします。
10 月以降の保険料合計額は、年間決定額から 4 月、
6 月、8 月に仮徴収した保険料の合計額を差し引いた額になります。

1　この通知について、不明な点がありましたら　　課までお問い合わせください。お問合わせの結果なお不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に審査請求をすることができます(なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この通知については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として(訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。)、この通知に係る処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１４号様式を次のように改める。



第14号様式(裏面)

☆問合せ先
荒川区　課
電話03(3802)3111(代表)

〈延滞金について〉
この保険料を当初の納期限までに納付しなかったときは、当初の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数は切り捨て)に年14.6％を上限として延滞金にかかる延滞金特例基準割合(※)に年7.3％の割合を加算した割合(納期限の翌日から3か月を経過する日までは、年7.3％を上限として延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合)で計算した金額(100円未満の端数は切り捨て)に相当する延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。
※延滞金特例基準割合…各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合。

★コンビニエンスストアでお支払いの際は、レシートが発行されますので、「領収証書」とともに「レシート」も受け取り、大切に保管してください。

収納代行会社

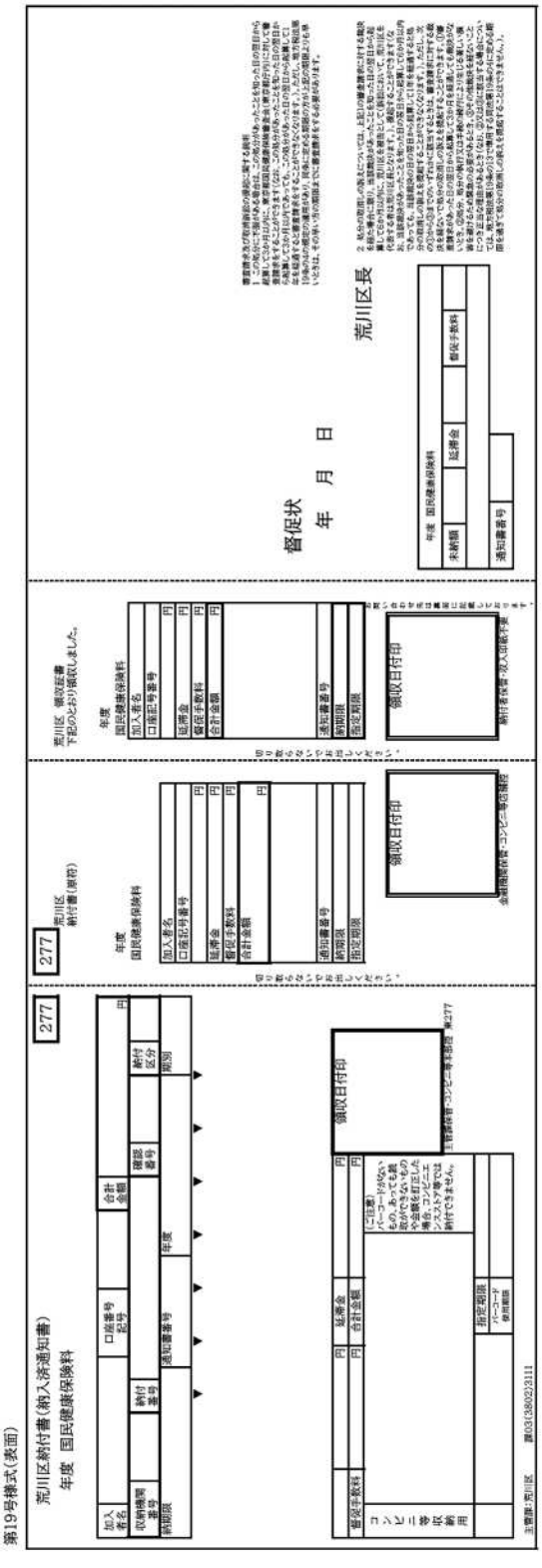
☆納めるところ

○銀行・信用金庫・信用組合など
(特別区指定金融機関・特別区公金取扱店)
○東京都、山梨県及び関東各県所在の
ゆうちょ銀行　・郵便局
○eL-QRに対応した全国の金融機関
○eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリ
○eLお支払いサイト
○荒川区役所　　課
○荒川区内各区民事務所
○下記のコンビニエンスストア

○下記のスマホアプリ

★表のバーコード欄が印字されていないもの及び破損等により読み取れない場合はコンビニエンスストア・スマホアプリでは使用できません。
また、指定期限を過ぎると、コンビニエンスストア・スマホアプリでは納付できないことがあります。その際は金融機関等でお支払いください。
★コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてスマホアプリを利用したお支払いはできません。
★この用紙のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。
☆問合せ先
荒川区　　課
電話03(3802)3111(代表)

第１９号様式を次のように改める。



第19号様式(裏面)

☆問合せ先
荒川区　課
電話03(3802)3111(代表)

〈延滞金について〉
この保険料を当初の納期限までに納付しなかったときは、当初の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数は切り捨て)に年14.6%を上限として延滞金にかかる延滞金特例基準割合(※)に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から3か月を経過する日までは、年7.3%を上限として延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)で計算した金額(100円未満の端数は切り捨て)に相当する延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合、又は延滞金が1,000円未満の場合は加算されません。
※延滞金特例基準割合…各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。

★コンビニエンスストアでお支払いの際は、レシートが発行されますので、「領収証書」とともに「レシート」も受け取り、大切に保管してください。

収納代行会社

☆納めるところ

○銀行・信用金庫・信用組合など
(特別区指定金融機関・特別区公金取扱店)
○東京都、山梨県及び関東各県所在の
ゆうちょ銀行　・郵便局
○eL-QRに対応した全国の金融機関
○eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリ
○eLお支払いサイト
○荒川区役所　　課
○荒川区内各区民事務所
○下記のコンビニエンスストア

○下記のスマホアプリ

★表のバーコード欄が印字されていないもの及び破損等により読み取れない場合はコンビニエンスストア・スマホアプリでは使用できません。
また、指定期限を過ぎると、コンビニエンスストア・スマホアプリでは納付できないことがあります。その際は金融機関等でお支払いください。
★コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてスマホアプリを利用したお支払いはできません。
★この用紙のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。
☆問合せ先
荒川区　　課
電話03(3802)3111(代表)

附　則

1　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。